⑵　評価項目及び評価指標

ア）企業の評価について

評価項目　①　企業体制

品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況

評価指標　ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の認証状況

優：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の両方の認証取得済

良：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001のいずれかの認証取得済

可：両方とも未取得

評価項目　②　企業の施工実績

平成31年度（令和元年度）以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された工事の施工実績

評価指標　鋼橋の耐震補強工事を実施した工事の実績

有：施工実績有り

無：施工実績無し

・評価項目に関する証拠書類の写しを総合評価資料に併せて提出すること。

・共同企業体を構成する場合は、構成員のいずれか１者が該当すれば評価する。

・共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。(乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを総合評価資料に併せて提出すること。)

イ）簡易な施工計画の評価について

評価項目　大項目　工事目的物の性能・機能に関する事項

中項目　性能・機能

小項目　品質管理

評価指標　既設構造物に対する支承取替の品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述する。

評価項目　大項目　社会的要請に関する事項

中項目　環境対策

小項目　騒音対策

評価指標　民家および商業施設に対する効果的な騒音対策について、期待できる効果を含めて記述する。

評価項目（品質管理、騒音対策）の技術提案は、２提案以内とし、３提案以上の場合は、不可とする。技術提案が評価項目ごとに１提案もない場合は、不適格とする。なお、技術提案（様式－４）の枚数は、提案数に係わらず説明図面及び写真等を含み評価項目（品質管理、騒音対策）ごとにＡ４判片面２枚以内、全体でＡ４判片面４枚以内とし、規定枚数を超えた場合は不可とする。

評価項目（品質管理、騒音対策）の技術提案は、１施工技術を用いた内容で１提案とする。複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できないなど、一体不可分の内容となっていると発注者が判断したものは、１提案とみなす。

ただし、提案を組み合わせることにより、より効果が発揮される場合であっても、複数提案と発注者が判断したものは、優位に評価しない。

以下の例のような提案は複数提案とみなす。

【複数提案とみなす例】

技術提案：○○による品質管理

実施方法等：●●を設置する。

▲▲を実施する。

■■を配置する。

それぞれが独立した施工内容で、一体不可分でなく、１提案内に複数提案がある。

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は不可とする。

・技術提案が求めた内容に合致していない。又は、提案内容が不適切である。

・技術提案の実施に際して第三者協議や他工事との調整が必要となる場合

・技術提案の実施に過度に費用がかかる場合

・技術提案の内容について維持管理への影響が不明確もしくは発注仕様と比べて劣ると想定される場合

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は減点とする。

・技術提案が明らかに設計図書で定められている事項に反する場合、または設計図書で定められている事項と全く同じ内容を技術提案としている場合

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は不適格とする。

・明らかに本工事を対象としていない提案を記載した場合

・提出された技術提案書が、他の入札参加希望者が提出した技術提案書と全く同一である場合

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

優：技術提案が適切であり、優れた工夫がみられる。

良：技術提案が適切であり、工夫がみられる。

可：技術提案は適切であるが、「優・良」に該当しない。

不可（不採用）：技術提案が求めた内容に合致していない、又は、提案内容が不適切である。

減点（不採用）：明らかに設計図書で定められている事項に反する提案である。

⑶　評価点の付与方法

ア）企業の評価について

【判定方式】

①　企業体制

・技術評価点（20点）優20点・良10点・可０点

・総合評価点算出用（α：0.1）優２点・良１点・可０点

②　企業の施工実績

・技術評価点（20点）有20点・無０点

・総合評価点算出用（α：0.1）有２点・無０点

イ）簡易な施工計画の評価について

【判定方式】

評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良／可／不可（不採用）／減点（不採用）又は有／無を判定し、判定結果に応じて点数を付与する。

評価提案項目ごとの評価については、各提案の平均値により評価する。

工事目的物の性能・機能に関する事項（品質管理）

・技術評価点（30点）優30点・良15点・可０点・不可（不採用）０点・減点（不採用）－7.5点

・総合評価点算出用（α：0.1）優３点・良1.5点・可０点・不可（不採用）０点・減点（不採用）－0.75点

社会的要請に関する事項（騒音対策）

・技術評価点（30点）優30点・良15点・可０点・不可（不採用）０点・減点（不採用）－7.5点

・総合評価点算出用（α：0.1）優３点・良1.5点・可０点・不可（不採用）０点・減点（不採用）－0.75点

【評価例】

Ａ社の技術提案項目に対する提案（２提案）の各評価点が30（優）・15（良）の場合

当該技術提案項目に対する技術評価点＝45（点）／２（提案可能数）＝22.50点

Ｂ社の技術提案項目に対する提案が30(優)１提案のみの場合

当該技術提案項目に対する技術評価点＝30（点）／２（提案可能数）＝15.00点

Ｃ社の技術提案項目に対する提案（２提案）の各評価点が15（良）・－7.5（減点）の場合

当該技術提案項目に対する技術評価点＝7.5（点）／２（提案可能数）＝3.75点

⑷　落札者の決定方法　技術評価資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①　総合評価点：(技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5)

αの値は「0.1」とする。

②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

③　価格評価点：０（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）

((Ｐ／Ｌ×100）－50)／(Ｘ／Ｌ－0.5)（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）

100―200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ)（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）